

2 議案第71号関係

おいらせ町防災基本条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(情報の収集及び提供)</p> <p>第10条 町は、<u>災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)</u>に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を、町民等に提供するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自主防災活動の推進)</p> <p>第11条 町は、町民及び事業者が、地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)を積極的に推進するため、防災リーダー(自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)の養成を始めとした支援及び協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町は、<u>災害発生時等</u>のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーター(ボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)の養成その他の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(要配慮者への配慮)</p> <p>第12条 町民、事業者及び町は、<u>災害発生時等</u>に備え、要配慮者に配慮した対策に努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(防災訓練)</p> <p>第14条 町は、自主防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的かつ計画的に行わなければならない。</p> <p>2 自主防災組織は、<u>災害発生時等</u>に備え、防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(協定の締結)</p>	<p>(情報の収集及び提供)</p> <p>第10条 町は、<u>災害時</u>に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を、町民等に提供するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自主防災活動の推進)</p> <p>第11条 町は、町民及び事業者が、地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)を積極的に推進するため、防災リーダー(自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)の養成を始めとした支援及び協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町は、<u>災害時</u>のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーター(ボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)の養成その他の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(要配慮者への配慮)</p> <p>第12条 町民、事業者及び町は、<u>災害時</u>に備え、要配慮者に配慮した対策に努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(防災訓練)</p> <p>第14条 町は、自主防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的かつ計画的に行わなければならない。</p> <p>2 自主防災組織は、<u>災害の発生</u>に備え、防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(協定の締結)</p>

改正案	現行
<p>第15条 町は、災害発生時等に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。</p> <p>(ボランティア活動の推進)</p>	<p>第15条 町は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。</p> <p>(ボランティア活動の推進)</p>
<p>第16条 町は、ボランティアが町内で災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者(以下「被災者等」という。)に対する支援活動を円滑に行うことができるよう、活動拠点の提供その他必要な支援に努めるものとする。</p>	<p>第16条 町は、ボランティアが町内で被災した町民等に対する支援活動を円滑に行うことができるよう、活動拠点の提供その他必要な支援に努めるものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(業務継続計画)</p>	<p>2 略</p> <p>(業務継続計画)</p>
<p>第17条 町は、災害発生時等における町民等の生活の安定を図るため、町における業務継続計画(災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。</p>	<p>第17条 町は、発災後における町民等の生活の安定を図るため、町における業務継続計画(災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(応急復旧措置)</p>	<p>2 略</p> <p>(応急復旧措置)</p>
<p>第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害発生時等において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 町は、災害発生時等において、町民等の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。</p>	<p>4 町は、災害時において、町民等の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。</p>
<p>5 町は、災害発生時等においては、ボランティア等による被災者等に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提</p>	<p>5 町は、災害時においては、ボランティア等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な</p>

改正案	現行
<p>供等必要な支援を行わなければならない。</p> <p>6 町は、災害発生時等においては、要配慮者に配慮した措置を講じなければならない。</p> <p>(避難対策)</p> <p>第19条 町は、食料、毛布その他の被災者等の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 町民は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、町からの避難準備情報及び避難の指示に関する情報の提供があったときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(緊急輸送の確保)</p> <p>第20条 町は、災害発生時等においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確、かつ、円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 町民等は、災害発生時等においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用の自粛に努めるものとする。</p> <p>(他自治体災害時の支援)</p> <p>第22条 町は、第15条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。</p>	<p>支援を行わなければならない。</p> <p>6 町は、災害時においては、要配慮者に配慮した措置を講じなければならない。</p> <p>(避難対策)</p> <p>第19条 町は、食料、毛布その他の被災した町民等の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 町民は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、町からの避難準備情報並びに避難の勧告及び指示に関する情報の提供があったときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(緊急輸送の確保)</p> <p>第20条 町は、災害が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確、かつ、円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 町民等は、災害が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用の自粛に努めるものとする。</p> <p>(他自治体災害時の支援)</p> <p>第22条 町は、第15条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。</p>